

(1) 昭和62年5月15日

比較家族史学会 会報 比較家族史 8

事務局

東京都文京区本郷7-3-1

東京大学社会科学研究所 利谷研究室

比較家族史学会

第十一回研究大会プログラム

日時 昭和六十二年六月六日(土)・七日(日)
場所 明治大学(神田駿河台校舎) 大学会館
(地図参照) 八階 大会議室
テーマ 女性と財産

◆六日(土)

会長挨拶 永原慶二 9:50-10:00

★自由報告 報告者

・南宋における「女子分」川村康(早大・DC)

・家族と私財 中込睦子 10:00-10:30

・ケースにみる家族の関係性と財産 星野澄子(安田ヒューマンサービスセンター)

・江戸時代における女性と財産—離婚を中心として 高木侃(関東短期大学) 11:00-11:30

★テーマ報告 報告者
・女性と財産—問題提起 稲本洋之助(東京大学) 13:00
・日本中世の後家相続 野村育世(早大・DC) 13:10

・江戸時代における庶民女性と財産 大口勇次郎(お茶の水大) 13:40
・沖縄の位牌祭祀 植松明石(跡見女子大) 14:10
・十八世紀イギリスの地主家族における女性と財産

(報告終了後)

◆七日(日)

・財産をめぐる家族紛争と民間相談機関の役割 井原美代子(安田ヒューマンサービス) 10:00

・法律実務からみた日本の法定夫婦財産制 鍛治千鶴子(弁護士) 10:30

・ダブル・インカム・ファミリーの財産観 上野千鶴子(平安女子短大) 11:00

・女の働きとへそくり 波平恵美子(九州芸術工科大) 11:30

総会 13:00-14:00 シンポジウム『女性と財産』(14:00-17:00)

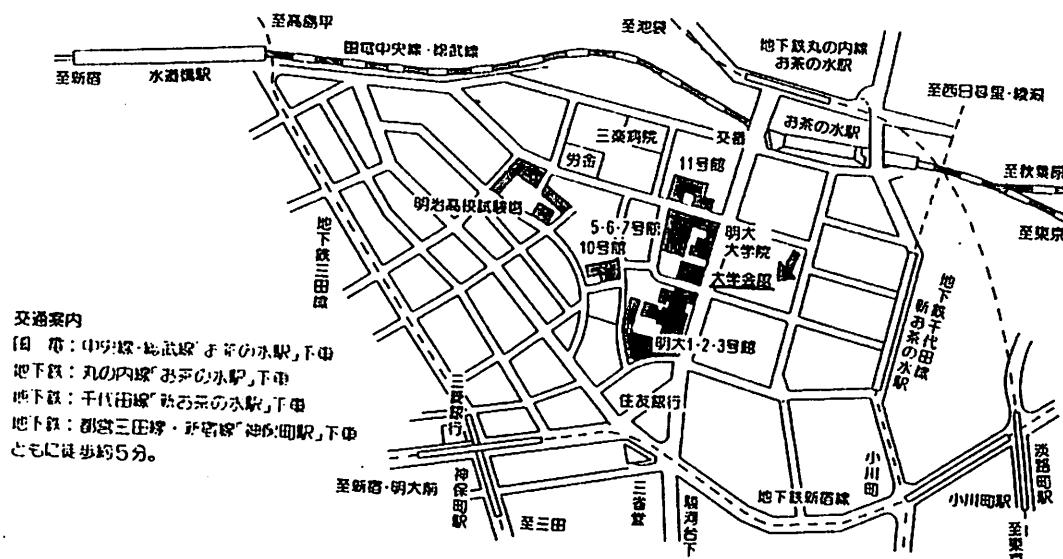
総合司会 稲本洋之助・石川利夫・鎌田浩

鵜川馨(立教大学) 14:40
肥前栄一(東京大学) 15:40
稲本洋之助(東京大学) 16:10
小石侑子(杏林大学) 16:40

・帝制ロシアの農民世帯における女性と財産
・フランスにおける夫婦財産制改正の歴史的意義
・現代アメリカにおける夫婦財産契約の意義

第十一回研究大会運営委員会
場所 明治大学 大学会館 五階 父兄センター会議室
費用 四〇〇〇円
稲本洋之助(委員長) 飯沼賢司・石川利夫・
江守五夫・鎌田浩・孝本貢・竹田旦
(五)音順)

明治大学・神田駿河台校舎(会場)案内図



女性と財産——解題

稻本洋之助

「女性と財産」……このテーマは、取引社会一般における女性の地位を直ちに問うものではない。

① 私的財産秩序(広義: 家族またはその構成員に財産が帰属することを本則とする社会秩序)

のもとで財産の取得、保有、管理、収益、処分等への女性のかかわり方が男性のそれと異なるという事実があることに注目し、②それら「女性と財産」の特別のかかわり方を媒介または決定する直接かつ最大の要因を「家族」に求め、
③そのような視点からあらためて「家族」を論じることがこのテーマの主旨である。平たく言えば「女性・家族・財産」となるが、「→家族」の部分は標記上伏せておきたい。

上記のような限定のもとでの「女性と財産」の特別のかかわり方を、以下「女性の財産的地位」と呼ぶこととする。この研究は、家族の構組みにおいて、そのいかなる構成員との関係で「女性の財産的地位」が問題となるか、を問うことから始まる。

- (1) 父母との関係において、婚姻の際に持參財産を分与させることが見られる。この分与は何のために行なわれるのか。分与を受けることによって「女性の財産的地位」がどのように決定ないし修正されるか。……問題群a

(2) 夫との関係において、①持參財産の帰属またはその管理、収益、処分権限に重要な変更がもたらされることがある。婚姻

な意義を与えられるか。持參財産がない場合には、どのような差異が生じるか。

- ②女性の勤労の所産(外部所得+内部節約)の帰属またはその管理、収益、処分権限において夫のそれと異なるルートに服することがある。夫の権限が拡大されたのはなぜか。それが婚姻中および婚姻解消後の「女性の財産的地位」をどのように決定したか。……問題群b
- 相続人たる兄弟との関係において、女性が父(母)の相続から排除され、または相続分を制限されることがある。この排除・制限を正当化するためにどのような理由が採用されたか。他方で、排除・制限による不利益を補填する制度ないし可能性が存在したか。……問題群a
- 夫の相続人との関係において、「女性の財産的地位」に特別の配慮が行なわれることがある。(1)妻に相続権が認められる。(または認められない)のはなぜか。それは、共同財産の分割などのような関係に立つか。(2)未成熟子に帰属した夫の財産の管理・処分権が妻=母に帰属する、(または帰属しない)か。それは、たとえば後家分などどのような関係があるか。……問題群b

問題群a……子に無償で与えるべき財産についての受益の平等に関する問題。家

族の枠組みのもとで、それがどのように阻害され、またはどのような実現されるかを問う。

問題群b……女性が有償で取得し、または無償で与えられた財産についての権限の平等なしし自由に関する問題。家族の枠組みのもとで、それがどのように阻害され、またはどのように実現されるかを問う。

運営委員 利谷信義

・会場（日本福祉大学）は名古屋から特急で約一時間かかります。そこで日本福祉大学の方で宿舎（簡易保養センター）の斡旋をしていただけることになりました。つきましては、早い段階で一定の人数の宿舎を確保しておきたいと思いますので、宿舎の予約アンケートにたいして同封の官製ハガキにて御回答いただき、およその人数を把握しておきたいと存じます。正式の予約申し込みは九月に改めて御案内を申し上げます。

・締め切り 五月末日
・送り先 郵便番号一八四
東京都小金井市貫井北町四一―十一

山田昌弘宛

（同封の山田昌弘宛ハガキを御利用下さい）

東京学芸大学社会学研究室

〔図書の場合〕

出版社、発表年月

事務局からのお知らせ

一、第十一回研究大会および懇親会の出欠につきまして、同封の官製ハガキにて五月二三日までに御連絡下さるようお願ひいたします。なお、大会当日弁当を用意いたします。会場周辺は学生街でありますので、日曜日は特にレストラン・喫茶店等が休みになります。なるべく、弁当を御利用いただければと存じます。

二、第十二回研究大会は次の通り開催することになりました。

日 時 十一月十四日（土）十一月十五日（日）

会 場 日本福祉大学

テ マ 老人問題（仮）

論文・図書

分野（古代史・中世史・法律学等の分野（分野区分については『比較家族史研究』創刊号を参照してください。））

著書、タイトル、〔雑誌の場合〕

卷 号、発表年月

四、振替用紙を同封いたしました。
会費の納入をよろしくお願ひいたします。

總會議事錄

一九八六年十一月三〇日

武藏大学・議長 黒木三郎

二
規約改正

賛助会員の制度を設ける等、規約が次のとおり改正・可決された。

比較家族史學會規約

第1条 (名称) 本会は比較家族史学会と称す

卷

第2条 (会の目的) 本会は、家族史研究を進める社会諸科学の専門家によつて構成し

会員相互の研究交流と親睦を計ること

第3条 (事務所) 本会は事務所を東京都に置

8

第4条 (事業) 本会はその目的を達成するた

メニカの事業を行ふ

(2) 会報その他の出版物の発行

(3)内外の研究機関との連絡および協力

(4) その他本会の目的を達成するため

必要な事業

(会員) 本金は一般会員の外
賛助会員を置くことができる。

(一般会員の入会資格)

員は家族史研究を志す大学院博士課程

以上の者、もしくは本会がこれと同様の資格をもつと認めた者によって組織される。入会を希望する者は会員二名の推薦を受け、幹事会の承認を受けなければならない。

第7条 (賛助会員) 賛助会員は本会の目的に賛同した個人または法人とし、入会には幹事会の承認を受けなければならぬ。

第8条 (役員) 本会は役員として幹事および監査若干名を置く。

2 幹事および監査は総会において選任される。

3 幹事会は、会長一名、副会長若干名を選出する。

4 幹事会は、本会の運営について意見を聞くために顧問若干名を委嘱することができる。

5 幹事会は会長、副会長および幹事によって構成する。監査および顧問は幹事会に出席し発言をする権利を有するが議決権は持たない。

6 幹事、監査および顧問の任期は一年とする。

第9条 (総会) 会長は少なくとも年一回総会を招集しなくてはならない。

第10条 (研究大会) 会長は幹事会の意見を聞いて研究大会を組織するために若干名の委員を委嘱することができる。

(会費) 会員は毎年会費を本会に払う。

第11条

2 会費額は総会において決定する。

3 引き続き3年間会費を滞納した者は退会したものとみなす。

第12条 (会計) 本会の会計年度は、四月一日に始まり三月三十一日に終る。

第13条 (規約の改正) この規約を改正するためには、総会出席者の三分の二以上の同意を必要とする。

(規約改正) 昭和六十一年十一月三十日

一部改正

要 望 書

3 「壬申戸籍」保存等についての要望書
「壬申戸籍」保存等についての要望を法務大臣宛行なうことにつき、報告され承認された。
また、この承認に基づき、次のような「要望書」を一九八七年二月十六日付で行なった。

一八七一（明治五）年に全国的に作成されたいわゆる壬申戸籍は、一九六八年に封印され、以来、法務省の責任のもとで保存されて参りました。
ところで、同戸籍が学術研究にとってきわめて貴重な史料であることは、今日、ゆるぎない認識として、広く定着しております。

近代初頭の家族・宗教・人口・職業・土地・財産などについて、詳細な記載がなされていることに加えて、それが全国的規模で存在するところから、幕末から近代にかけての地方（地域）

史・民衆史・女性史・部落史・家族史・法制史
・社会経済史の研究などにとって、かけがえの
ない重要史料となっています。今日、各分野の
進展にともない、閲覧への要望は、日々高まっ
ていると言つて過言ではないでしょう。

将来、同戸籍が、国民的文化遺産として適切
に研究に利用されるとき、他に多く類例をみな
い重要史料として、文化の発展に大きく寄与す
ることには疑いの余地がありません。したがつ
て、壬申戸籍が研究等に利用される時にむけて、
文化遺産として良好な状態で保存を維持するこ
とには、重大な意義が存在すると言わねばなり
ません。

ところが、同戸籍が封印されてから十九年の
歳月が経とうとしているにもかかわらず、これ
の保存について適切な処置がなされているかど
うか、残念ながら疑惑を抱かざるをえません。

私たち各研究団体は、それぞれの角度から研
究を進めていますが、同戸籍の学術的価値の
高さを深く確信するところから、これらの保存
・管理状態について重大な関心を持ちつづけて
おります。

したがいまして、私たちは、法務省にたいし
て以下の諸点について強く要望いたします。

一、壬申戸籍は歴史的学術的価値のきわめて
高い国民的文化遺産であり、その保存のた
めの努力を法務省が責任をもっておこなう
とともに、法務省全体および保存機関に周
知徹底させること。

二、壬申戸籍の保存状態を良好に保つため、

法務大臣 遠藤 要殿

法務省民事局長 千種秀夫殿

大阪歴史学会 印
神戸史学会 印
壬申戸籍研究会 印
地方史研究協議会 印
日本史研究会 印
日本法社会学会 印
比較家族史学会 印
広島史学研究会 印
法制史学会 印
歴史学研究会 印
早稲田大学史学会 印
(五十音順)

次の諸点について早急に実施すること。

①同戸籍の保存機関名と冊数を調査する。

②同戸籍の封印を一時的に解き、冊子の傷
み具合、保存上の問題点等を調査する。

③同戸籍について、その目録を作成する。

三、右の調査等は、法務省が主体となつてこ
れをおこない、その場合、②③項についてこ
は、少なくとも申し入れ団体(代表)に連
絡し、調査等に立ち会う機会を与えること。

四、以上について、一九八七年二月末日まで
に回答を寄せられたい。

以 上

一九八七年二月十六日

幹事会議事録

(一九八六年十二月二十四日 東京大学社会科学院)

1 新入会員の承認

第十一回研究大会について

運営委員の決定 (研究大会プログラムの運
営委員を参照)

テーマ とりあえず「女性と相続」として、
あとは運営委員にまかせる。

・第十二回研究大会について

場所 日本福祉大学
日程 永原会長にお願いして、日本福祉大
学と相談して決める。

テーマ とりあえず「老人問題」として、あ
とは運営委員にまかせる。

運営委員 利谷信義会員(委員長)、依田精一
会員 他の運営委員は次回幹事会で決める。

・第十三回研究大会
テーマ とりあえず「家父長制」として、あ
とは運営委員にまかせる。

鎌田浩会員を中心として準備を進めていく。
年報『比較家族史研究』第二号について

・有地亨会員(編集委員長)を中心として、
一九八七年十一月の研究大会をメドに準備を

進めている。

・自由投稿については、事務局から募集のハ
ガキを出す。

・特集のテーマ 第十三回研究大会のテーマ
「家父長制」における、その紙上討論の場と
する。執筆者の決定は編集委員長に一任する。
・印刷所は弘文堂の紹介で、港北出版印刷と
なる予定。

4 これから会の運営について

- 研究大会 ①一九八八年から年一回とする
（次回総会にはかり決定する）。
- ②この場合、日程は原則として
六月第一週とする。
- ③研究準備会（仮称）を開催して、
研究大会の充実をはかる。
- 事務局体制を充実させる。
- 予算を明確にして、会の財政の安定を計る。
- 5 シンポジウムの成果刊行について
- 一九八六年十二月に三省堂編集長欄木寿男
氏と第一巻・第二巻編集代表者との間で話し
合いがもたれた。そこでは次の事が確認され
た。（報告）
- ①タイトル・体裁 四六版として、全体をと
おして「シリーズ 家族 比較家族史学会編」
として、責任編集として各巻に編者の名前を
いれる。
- ②発行部数は二五〇〇部から三〇〇〇部前後
をメドとする。
- ③全体を通じて、三省堂の窓口を編集長欄木
寿男氏また比較家族史学会の方で編集
会員・利谷信義会員として交渉する。
- ④各巻にそれぞれ比較家族史学会の方で編集
事務局を設け、原稿の催促等を行なう。
- ⑤編集費用を含めて、印税を一〇%とする。
- ⑥第一巻・第二巻を早期に発行する。
- 印税の分配について
- 印税の総額について、執筆者へ六割・会へ四
割とする。
- 会へ配分した四割から、定められた額を編集
者および編集事務局へ渡す。

住 所 変 更 ・ 所 属 変 更

中野 卓

鷺見等曜

関口裕子

高島正人

中込（伊東）睦子

寺内浩

竹安栄子

久留島 浩

藤井 勝

近藤佳代子

栗原 弘

新 入 会 員

長谷川 真理子 靈長類学	東京大学
石井 真夫 文化人類学	佐賀大学
杉島 敬志 社会人類学	東京都立大学(院生)
吾郷 成子 家族問題	
生方 卓 社会思想史	明治大学
武井 則道 日本考古学	横浜市埋蔵文化財調査委員会
河野 亮子 西洋教育史	東京大学(院生)
三好 洋子 イギリス中世史	聖心女子大学
藪部 寿樹 日本中世史	筑波大学(院生)
川鍋 定男 近世農村史	都留市史編纂室
高橋 秀樹 日本中世史	学習院大学(院生)
西脇 康 日本近世史	早稲田大学(院生)
太田 順三 日本中世史	専修大学
蓼沼 康子 社会人類学	
金城 秀樹 民法・法社会学	青山学院大学(院生)
橋爪 大三郎 社会学	

酒井はるみ 社会学・家庭教育	茨城大学
犬塚協太 社会学	東京大学(院生)
吉野晃 社会人類学	東京都立大学(院生)
渡辺秀樹 社会学	電気通信大学
竹村真一 文化人類学	東京大学(院生)
黄達起 社会人類学	一橋大学(院生)
小石侑子 家族法	杏林大学
松本タミ 民法	香川大学
鍵谷明子 社会人類学	東京造形大学
南塙信吾 東欧史・ハンガリー史	千葉大学
鵜川馨 イギリス経済史	立教大学
栗原真人 民法	香川大学
平野敏政 社会学	慶應大学
清水昭俊 社会人類学	広島大学

編集担当 (瀬野精一郎・飯沼賢司)